

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

建築士法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 1 1 4 号）の施行により、一定の建築物の構造設計又は設備設計については、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による設計又は法適合確認（以下「法適合確認等」という。）が必要とされることになったことから、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）確認申請書の様式（第 2 号様式及び第 3 号様式関係）

様式中に、法適合確認等を行った構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の建築士証交付番号等の記載欄を追加する。

（2）立入検査証の様式（第 3 8 号様式及び第 3 9 号様式関係）

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 1 3 条第 1 項に基づき立入検査等を行う者が携帯すべき身分証明書の書式について、顔写真、検査証交付番号及び生年月日について表記を改正する。

（3）その他所要の改正を行う。

2. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成 2 1 年 1 0 月下旬
施	行	平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日

※ 9 月 2 4 日（木） 9 : 3 0 に一部文言の修正を行いました。それ以前にご覧になった方は最新版をご参照いただきますよう、お願い申し上げます。